慶事および弔事の取り扱いに関する規約

上甲子園１丁目福祉会（以下、本会という。）の会員に慶事および弔事あるときの取り扱いに関する規約を以下に定める。

第一章　慶事

第１条（慶事祝いの対象者）

本会は、本会の会員または会員家族（以下、会員という）に慶事がある時は、会員に対して祝い金または祝い品を贈呈する。ただし、祝い金または祝い品の贈呈対象者は、本人が上甲子園１丁目に居住または住民登録している場合に限る。

第２条（祝い金）

本規約第１条に該当する会員に対して本会が贈呈する祝い金または祝い品の金額は「福祉会主催行事の運営に関する規約」に定める金額に準拠する。ただし、当該規約に定めのない会員の慶事に対する祝い金または祝い品の上限金額は、原則として２万円とする。

第３条（慶事祝い決定の手続き）

慶事祝い対象者は「福祉会主催行事の運営に関する規約」に定める手順に従って決定する。ただし、当該規約に定めのない慶事祝いについては、本会の会則第３２条に定める三役会の決議をもって決定する。

第４条（慶事祝いの時機）

慶事祝いの時機は「福祉会主催行事の運営に関する規約」に定める手順に従って決定する。ただし、当該規約に定めのない慶事祝いについては、本会の会則第３２条に定める三役会の決議をもって決定する。

第５条（規約の優先順位）

慶事の取り扱いに関して他の規約と齟齬がある場合は、本規約の定めを優先する。

第二章　弔事

第５条（会員会葬の対象者）

１．本会は、本会の会員（以下、会員という。）に弔事がある時は、原則として会員会葬（会員のご遺族が執り行う葬儀に本会の会員が参列すること）を行う。会員には本会の会員名簿に記載されている世帯主および世帯主の配偶者、父母、子女等同居家族を含む。

２．会員のご遺族（以下、ご遺族という。）が会員会葬を辞退した場合は本規約を適用しない。ただし、本会役員代表の参列要否についてはご遺族の意向に従って決定するものとする。

第６条（香典）

本会は、本規約第１条の会員ならびにご遺族に対する哀悼の気持ち（以下、弔意という。）を表し、香典として５,０００円を供えるものとする。ただし、ご遺族が香典の受け取りを辞退される場合は、本会への寄付金として収納し出納簿にその旨を記録する。

第７条（会員会葬を行う場合の手続き）

本規約第５条において、ご遺族が本会の会員会葬を望まれる場合は以下の手順に基づいて会員会葬を行う。ただし、ご遺族が会員会葬を望まれない場合は、この限りではない。

１．会員のご遺族、ご遺族関係者または会員が属する班長から本会会長、副会長、会計または部

長等の役員（以下、役員という。）宛に会員弔事の連絡が入った場合、連絡を受けた役員は、弔事の対象者に係わる下記の事項をご遺族またはご遺族関係者の了解に基づき確認するものとする。

一、死亡者の氏名と享年、死亡した月日

二、世帯主との続柄

三、至急回覧の希望有無

四、連絡先電話番号

2．ご遺族またはご遺族関係者が至急回覧を望まれる場合は、連絡を受けた前項の役員は、ご遺族またはご遺族関係者から下記事項について確認を行い、確認内容を会長、会長が不在の場合は副会長または会計にメモ等文書で届け出る。届け出を受けた会長、副会長または会計は、至急回覧用紙に転記し、別途定める至急回覧文書の配付ルートに従って至急回覧する。

一、喪主とその続柄

二、葬儀の教式（仏教式、神道式、キリスト教式、イスラム教式、その他教式）

三、通夜および葬儀の日時と会場

四、葬儀会場の連絡先電話番号と住所

五、香典、供花等の受け取り意思の有無

3．葬儀会場が自宅または本会集会所の場合は、会長または会長から委任された役員は、本会集会所の和室押し入れに収納されている福祉会弔旗を葬儀会場に持参する。

4．密葬等によりご遺族が至急回覧を望まれない場合は、事後報告を受けた段階で会長または会長から委任を受けた役員はご遺族に香典の受け取り可否を確認し、ご遺族の意向に沿って弔問の要否を決定する。

2013 年 4 月制定

2017 年 10 月改正

2022 年 3 月改正